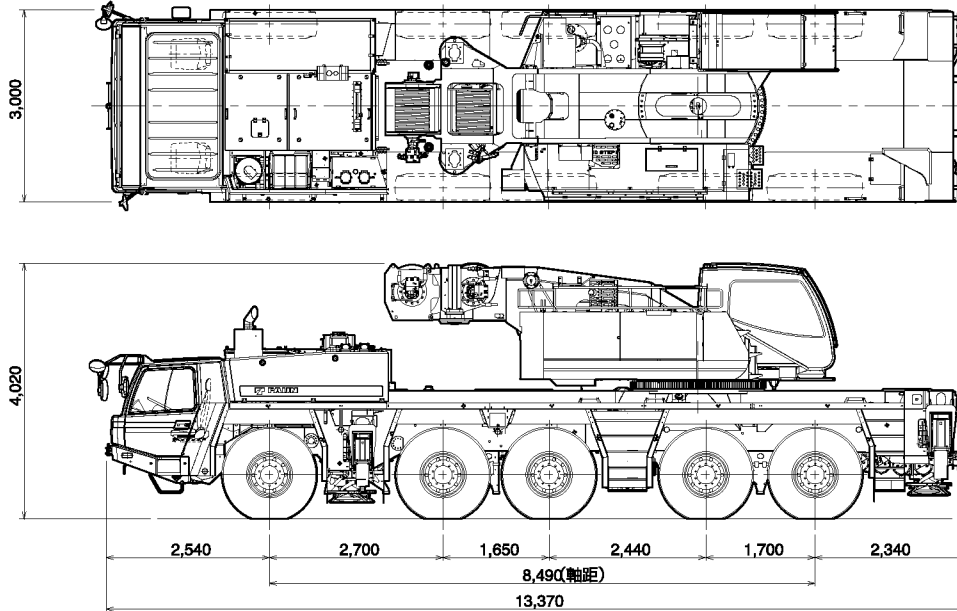


■全体図 (単位mm)

■ 公道走行状態

● キャリヤ + 旋回体
39.81 t

- (注意) 1. 本機は、公道を走行する場合にブームおよび起伏シリンダを取外し、旋回体を後方向に向け、旋回ブレーキをかけピンロックした状態で走行しなければなりません。
2. 本機は、公道を走行するためには道路法による特殊車両の通行許可が必要です。
公道走行状態 (キャリヤ+旋回体) で、基本通行条件 重量：C が記載された適合証明書を取得していますが、実際の通行経路で申請して許可された条件で走行しなければなりません。
3. 本機は、公道を走行するためには道路運送車両の保安基準による保安基準緩和の認定が必要です。



■ 構内移動姿勢

